45　第三十七項から前項までの規定は、系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第一項第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が行った当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日について準用する。

46　（略）

47　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、落札者の決定の日が平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第四十九項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

表　（略）

48　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

落札者を決定した入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
第二十回～第二十七回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額	二十年間	○．六二円
第二十八回			
第二十九回			
第三十回			
第三十一回			
（略）			

49　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～四　（略）

41　第三十四項から前項までの規定は、系統連系工事着工申込書を一般送配電事業者等に提出したみなし認定事業者が供給開始日までの間に法第十条第一項の変更の認定を申請（施行規則第九条第一項第十五号の二に基づく申請を除く。）した場合その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合において、当該みなし認定事業者が行った当該再度の提出に係る系統連系工事着工申込みの受領の日について準用する。

42　（略）

43　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、落札者の決定の日が平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合（第四十五項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

表　（略）

44　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、落札者の決定の日が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に属する場合（次項各号に掲げる法第十条第一項の変更の認定を受けた場合を除く。）における当該太陽光発電設備に係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表の落札者を決定した入札の回の欄に応じて、それぞれ同表の基準価格又は調達価格の欄に掲げる価格、同表の交付期間又は調達期間の欄に掲げる期間及び同表の解体等積立基準額の欄に掲げる額とする。

落札者を決定した入札の回	基準価格又は調達価格	交付期間又は調達期間	解体等積立基準額
第二十回～第二十七回	法第七条第八項の規定により経済産業大臣（法第七条第十項の規定により推進機関が入札業務を行う場合にあっては、推進機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額	二十年間	○．六二円
（新設）			
（新設）			
（新設）			
（新設）			
（略）			

45　次に掲げる法第十条第一項の変更の認定の日が令和三年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、入札対象区分等に該当するものに係る基準価格等又は調達価格等及び解体等積立基準額は、前各項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

一～四　（略）